

# 平成27年度臨時総会招集ご通知

**開催日時** 平成28年1月23日（土曜日）午前10時

**開催会場** 大森東急 REI ホテル5階「フォレストルーム」



お願い

定款第16条3項一の規定により、平成27年度臨時総会が開催されます。  
本資料をご覧いただき、議決権を有する全会員がこの臨時総会における議決権を行使されます  
ようお願い申し上げます。

**【同封物】**

議決権行使書（および委任票または出席票）1枚、個人情報保護シール1枚

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

会員各位

平成27年11月24日

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7  
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文

## 平成27年度臨時総会招集ご通知

謹啓

平素は当会事業のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

定款第16条3項一の規定により、平成27年度臨時総会を次頁の日程で開催いたしますので会員各位のご出席をお願いいたします。

また、議決権を有する正会員におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

謹白

### 議決権行使方法のご案内

#### 当日出席できる正会員は

議決権行使書（はがき）で出席を登録（⇒P11）または 電磁的方法で出席を登録（⇒P14）

当日は会員証をご持参ください。

#### 当日出席できない正会員は①または②のいずれかを選択

①議案に対して事前に議決権を行使（2つの方法があります）

議決権行使書（はがき）で行使（⇒P12）または 電磁的方法で行使（⇒P14）

②代理人を指定して議決権行使を委任（2つの方法があります）

議決権行使書（はがき）で委任（⇒P12）または 電磁的方法で委任（⇒P14）

注）1. 書面（議決権行使書）は総会前日までに到着が必要です。

2. 電磁的方法でパスワードがわからない方は仮パスワードを利用できます。

3. 書面・電磁の両方を重複して行った場合は、電磁的方法による内容が優先採用されます。

4. 当日出席できない正会員も、事前議決権行使や代理人委任により「出席」扱いとなります。

5. 電磁的方法の登録は総会前日の15時で締切となります。

## 記

1. 日 時：平成 28 年 1 月 23 日（土）午前 10 時から終了まで
2. 会 場：大森東急 REI ホテル5階「フォレストルーム」－下掲載案内図参照－  
〒 143-0016 東京都大田区大森北 1-6-16 アトレ大森  
TEL 03-3768-0109
3. 構 成 員：総会の構成員は、総会運営規程第 4 条の定めにより、議決権行使に関する基準日を平成 27 年 11 月 23 日とし、同日現在の当会正会員とします。  
ただし、定款第 10 条の事由により基準日以降に会員の資格を喪失した場合、定款第 13 条の定めにより総会構成員の権利を喪失します。
4. 目的事項：決議事項  
第 1 号議案 定款の変更について  
第 2 号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の改正について  
※第 1 号議案は定款第 50 条の定めにより総議決権数の 3 分の 2 以上の議決が必要です。
5. 問 合 せ：本招集通知の内容に関するお問合せはメールまたはお電話でお願いします。  
sokai@jamt.or.jp または 03-3768-4722（当会事務所総会担当）



JR 品川駅より 6 分（2 駅）、JR 東京駅より 17 分、JR 横浜駅より 23 分 羽田空港より電車で大森駅（京浜急行品川経由）まで約 35 分

## 平成27年度臨時総会 式次第

- 一、開会
- 一、会長挨拶
- 一、議長選出
- 一、議長挨拶
- 一、総会役員選出  
資格審査委員・議事運営委員任命  
書記任命  
議事録署名人選任
- 一、議案審議  
決議事項  
第1号議案 定款の変更について  
第2号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の改正について
- 一、議長挨拶
- 一、総会役員解任

## 【第1号議案】定款の変更について

当会の現定款は、一般社団法人に移行する直前にモデル定款を参照して作成の上、総会決議により定められました。

当会の運営を行う上で生じている諸点の存在をふまえて「定款・諸規程改定委員会」の審議を経た委員会答申書を受理しました。この答申書をもとに検討を加え、定款の変更について決議されるよう議案いたします。

なお、定款の変更は、定款第50条の定めにより「総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる」とされております。

変更する部分は次のとおりとなります。新旧対照表（P7～P8）もご参照ください。

### 定時総会の開催時期（第16条）

現行5月と限定されている。これを事業年度終了後3ヶ月以内に変更して6月開催も可能とする。議案となる年度決算の監査承認に時間が少なく、また、ゴールデンウィーク、日本医学検査学会開催、交流協定のある韓国学会開催などが重なる5月に定時総会を開催することはかなり困難なため。

### 代表理事の複数化（第24条、25条、26条）

現行1名と限定されている。これを2名以上4名以内に変更する。法的に代表理事が当会を代表し、対外的な契約行為などを行う。また、法人登記上も会長ではなく代表理事として登記するものであるが、この代表理事を1名とする現行のままでは、会長に事故あるとき又は欠けたときに法的に認められる代行者がないことになるため。

### 専務理事、常務理事の規定項の統合（第26条）

統合簡素化された規定が望ましいと考えるため。

### 理事会開催回数の増加（第34条）

現行年4回とされ、会長が必要と認めるとき他により追加開催できるとされている。実態として4回以上の開催となっており、理事会承認事項の決議が遅れないことが望ましいため。

改正 (平成 28 年 1 月 23 日付)	現行 (平成 23 年 5 月 14 日制定)
<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 総 会</b></p> <p>(種類及び開催)</p> <p><b>第 16 条</b> この法人の総会は、定期総会及び臨時総会の 2 種とする。</p> <p>2 定時総会は毎年 1 回 <u>事業年度終了後 3 か月以内</u>に開催する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 役員等及び理事会</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 役員等</b></p> <p>(種類及び定数)</p> <p><b>第 24 条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 名以上 3 0 名以内</p> <p>(2) 監事 1 名以上 2 名以内</p> <p>2 理事のうち、<u>2 名以上 4 名以内</u>を代表理事とし、8 名以内を一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する執行理事とすることができる。</p> <p>(選任等)</p> <p><b>第 25 条</b> 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。選任の手続きは、理事会の決議により別に定めることができる。</p> <p>2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。</p> <p>3 前項で選任された代表理事 <u>より、1 名を会長、会長以外の代表理事を副会長として理事会において選任する。</u></p> <p>4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された執行理事より、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 3 章 総 会</b></p> <p>(種類及び開催)</p> <p><b>第 16 条</b> この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。</p> <p>2 定時総会は、毎年 1 回 <u>5 月</u>に開催する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 章 役員等及び理事会</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 役員等</b></p> <p>(種類及び定数)</p> <p><b>第 24 条</b> この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 名以上 3 0 名以内</p> <p>(2) 監事 1 名以上 2 名以内</p> <p>2 理事のうち、<u>1 名</u>を代表理事とし、8 名以内を一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する執行理事とすることができる。</p> <p>(選任等)</p> <p><b>第 25 条</b> 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。選任の手続きは、理事会の決議により別に定めることができる。</p> <p>2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。</p> <p>3 前項で選任された代表理事は、<u>会長に就任する。</u></p> <p>4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選任された執行理事より <u>副会長 1 名</u>、専務理事及び常務理事をそれぞれ若干名、選任することができる。</p>

(次ページに続く)

(前ページに続く)

<p>(理事の職務・権限)</p> <p><b>第26条</b> 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、<u>この法人を代表するとともに</u>、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、<u>理事会が予め定めた順序により</u>、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 専務理事<u>ならびに常務理事</u>は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の議決により別に定める職務権限規程による。</p> <p>6 代表理事及び執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 理事会</b></p> <p>(開催)</p> <p><b>第34条</b> 理事会は<u>毎事業年度6回開催</u>するほか、次の各号に該当する場合に開催する。</p> <p>一 会長が必要と認めたとき。</p> <p>二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>四 第27条第1項第5号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p>	<p>(理事の職務・権限)</p> <p><b>第26条</b> 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。</p> <p>2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。</p> <p>4 専務理事は、<u>会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、会長の業務執行に係る職務を代行する。</u></p> <p>5 <u>常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。</u></p> <p>6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の議決により別に定める職務権限規程による。</p> <p>7 代表理事及び執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 理事会</b></p> <p>(開催)</p> <p><b>第34条</b> 理事会は<u>毎事業年度4回開催</u>するほか、次の各号に該当する場合に開催する。</p> <p>一 会長が必要と認めたとき。</p> <p>二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。</p> <p>三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。</p> <p>四 第27条第1項第5号の規程により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。</p>
--	--

## 【第2号議案】 役員の報酬等及び費用に関する規程の改正について

平成27年度定時総会において、監事2名が選任されておりますが、これまでは監事に対する報酬について、本規程上に明確な定めがありませんでした。一般社団法人への移行以前より監事には業務委託契約を締結して、監査業務以外に法務や会計面のアドバイスもいただいておりますが、法的には監事は「理事の職務遂行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する」他の職務が定款第27条に規定されており、理事の職務遂行をアドバイスする立場とは峻別が必要でした。

監事は、法務面の監査を行える弁護士資格者、会計決算面の監査を行える公認会計士に就任いただいておりますが、最近の当会をめぐる環境下で、法務面ではコンプライアンスや個人情報保護、マイナンバー管理などの観点、会計決算面では最新の法人会計基準の遵守や法人財産の適切な管理、公益目的事業支出に関する報告義務などの観点が求められております。

他の医療関係団体においても、専門資格者が監事に就任する場合の報酬を規程化しており、それらにおける報酬金額も調査勘案の結果、年間報酬上限を120万円として本規程を改正する提案を行います。新旧対照表(P10)もご参照ください。

なお、参考まで、平成27年10月3日開催理事会では、本規程の改正が承認された場合に適用すべき本規程細則を決議しております。その中では、報酬上限以内である月額報酬額10万円となっておりますが、本規程の改正が承認されない場合は、現監事との業務委託契約は解約しない扱いとなります。



改正（平成28年1月23日付）	現行（平成25年5月25日改定）
<p style="text-align: center;"><b>第2章 報酬等</b></p> <p>(報酬等の支給)</p> <p><b>第3条</b> この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。</p> <p>2 常勤役員の報酬は年額とする。ただし、月の途中で採用または退職した場合には、年俸額の12分の1に、その年度の全日在任した月数を乗じて得た金額を限度とする。</p> <p>3 報酬は、年俸額の範囲で各月分割して支給する。</p> <p><u>(監事の報酬)</u></p> <p><b>第7条</b> <u>第3条1項の定めにかかわらず、非常勤役員である監事のうち、この会の会員でなく、専門性を有する識者が就任する場合、監事の職務遂行の対価として120万円を超えない額で報酬を支給する。</u></p> <p>2 <u>報酬額の決定、支給日、支給方法は、役員の報酬等及び費用に関する規程細則に定める。</u></p> <p><u>以下、条数を1条繰り下げ</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 報酬等</b></p> <p>(報酬等の支給)</p> <p><b>第3条</b> この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。</p> <p>2 常勤役員の報酬は年額とする。ただし、月の途中で採用または退職した場合には、年俸額の12分の1に、その年度の全日在任した月数を乗じて得た金額を限度とする。</p> <p>3 報酬は、年俸額の範囲で各月分割して支給する。</p>

総会に当日出席される会員

書面（表面）

▼はがき切り離し線

- ①書面（裏面）のレ点欄にチェックをして「当日出席者名」欄に氏名を自署する
  - ②はがき切り離し線で切り離してはがきを投函する
- ※個人情報保護シールは貼らなくてよい

書面（裏面）

▼はがき切り離し線

廃棄する部分

代理人に委任する会員

書面（表面）

▼はがき切り離し線

- ①書面（表面）の代理人委任欄に、代理人名と代理人会員番号を記入する
- ②個人情報保護シールを貼る
- ③はがき切り離し線で切り離してはがきを投函する

書面（裏面）

▼はがき切り離し線

廃棄する部分

事前に議決権を行使する会員

### 書面（表面）



- ①書面（表面）の議決権行使欄の「賛」「否」欄いずれかにチェックする
  - ②個人情報保護シールを貼る
  - ③はがき切り難し線で切り離してはがきを投函する
- ※「賛」「否」欄の○にはきれいに●のように塗る  
○はマーク読取無効となる場合がある

### 書面（裏面）



廃棄する部分

## 書面を利用するデメリット

- ①郵送となるので、締め切りに間に合わない場合や紛失するおそれがある
- ②郵送料がかかる
- ③開封作業（個人シールをはがす）読み取り作業が発生する
- ④記入状況によっては誤読のおそれがある

以上から、P 13～P 14 電磁的方法を利用されることをお勧めします。

電磁的方法を利用するメリット

- ①簡単で早く終わり、即時に登録されるので締め切りが近くても有効
- ②郵送料がかからない
- ③開封作業（個人シールをはがす）読み取り作業が発生しない
- ④登録時のステップチェックで登録ミスを防止できる

以上の理由から、インターネット環境のある会員はぜひ電磁的方法を利用してください。導入初回となる平成27年度定時総会でも1万名が利用しました。パスワードがわからない会員も、議決権行使書に会員番号と仮パスワードが記載されています。

書面（表面）



※本来のパスワードでも仮パスワードでも電磁的方法を利用できる

※仮パスワードの場合は、臨時総会に限り有効

（この機会にパスワードを忘れた方は再発行手続きをお勧めします）

書面（裏面）



すべて廃棄（投函不要）

## 電磁的方法を利用する場合

### 議決権行使方法解説

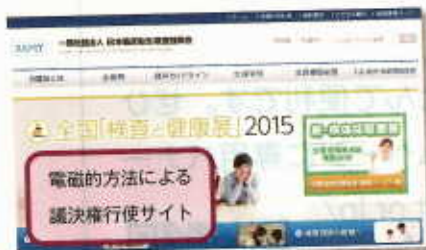
#### 議決権行使方法解説

**【ご注意】**

電磁的登録はやり直しをすると、新しい登録内容にデータが上書きされます。  
電磁的登録を行う場合は、書面の郵送は不要です。

**1**

招集通知日（発送日）に、日臨技ホームページ上の「会告」に総会の招集及び議案書を掲載し、同日日臨技ホームページ上に「電磁的方法による議決権行使サイト」へのバナーが設置されます。



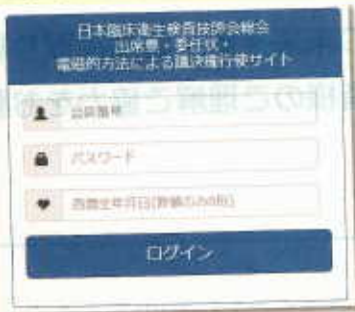
↓ クリック！

**2**

電磁的方法による議決権行使サイトのログイン画面が表示されます。ログインしてください。

**【ご注意】**

- ① 予め議案書をお読みください（ただし、ログイン後サイトの上部バナーからも議案書は確認できます）。
- ② 会員番号をご用意ください。
- ③ パスワードをご用意ください。仮パスワードでもログインできます。
- ④ 生年月日（西暦8桁）が本人確認のために必要です。エラーになる場合、会員システム上の生年月日登録を再確認してください。



**3**

表決方法を以下から選択します。  
電磁表決？総会出席？代理人委任？

**A. 電磁表決する場合**



↓ クリック！

承認する？承認しない？を選びます。その後、「登録する」バーをクリックします。



**C. 代理人委任する場合**



↓ クリック！

代理人会員番号を入力し、代理人氏名を確認後、「登録する」バーをクリックします。



**B. 総会出席する場合**



↓ クリック！

「登録する」バーをクリックします。



**【ご注意】**

「登録する」をクリックすると、最終確認画面に進みますので、確定して終了です。  
パスワードをお忘れのかたは、この最終確認画面の指示に従ってパスワードの再発行手続きをすることもできますのでご利用ください。  
仮パスワードは臨時総会に限り有効です。仮パスワードで通常の会員システムにはログインできません。

## 議案の承認と議決権の行使

◎定款変更の議案に3分の2以上の議決が必要です。  
全会員の議決権行使をお願いします。

◎Webでの電磁的方法はかんたんで便利です。ぜひ  
ご利用ください。日臨技ホームページに専用バナー  
があります。<http://www.jamt.or.jp/>



◎スマホからも可能です。

◎日臨技は、臨床検査技師の未来を拓く活動に取り組みます。引き続き会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。